

#### 4 新公会計事務

##### (1) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
西寝屋川高等学校	<p>下記について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="581 716 1386 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="581 716 1095 793">契約名称</th> <th data-bbox="1095 716 1386 793">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="581 793 1095 911">生徒指導室・進路指導室コンセント設置</td> <td data-bbox="1095 793 1386 911">83,916円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	生徒指導室・進路指導室コンセント設置	83,916円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。 また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>	<p>公有財産台帳への登録・修正を行った。 また、財務会計システムで資産として修正依頼を行った。 今後は、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
契約名称	金額						
生徒指導室・進路指導室コンセント設置	83,916円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年10月2日から平成30年1月31日まで）